

平成23年度老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）の国庫補助に係る概要の公表について

標記事業に係る当法人の申請につきまして、厚生労働省より採択の内示通知がありましたので、老人保健健康増進等事業実施要綱第6条第4項に基づき採択された事業の概要を以下に公表いたします。

## 1 事業名

高齢者虐待防止及び高齢者の権利擁護実践における、成年後見制度活用を中心とした法律専門職の役割と連携課題に関する研究

## 2 事業の目的

高齢者虐待防止に関する取り組みは、高齢者の権利擁護活動の中で最も重要な活動の一つであり、各関係機関が適切な連携をし、様々な施策をもって予防・救済にあたらなければならない。その代表的な予防・救済方法の一つとして成年後見制度の活用が期待されている。

そこで、法律専門職の立場から、各関係機関を対象に高齢者虐待防止及び権利擁護の実践方法に関して有効的な成年後見制度の活用方法等を見出す調査・研究・分析を実施することにより、行政等関係各機関及び法律専門職の基本的理解を深めかつ専門性の向上を図り、もって高齢者の権利擁護の推進に資するべく本事業を実施する。

## 3 事業の内容

高齢者虐待防止等の高齢者の権利擁護の基本的理解を深めかつ専門性の向上を図るための具体的方法を提示するために以下の研究を行う。

- (1) 高齢者虐待防止における法律専門職の果たすべき（期待される）役割—市区町村高齢者虐待防止ネットワークにおける法律専門職の果たすべき役割と連携課題について
  - ①期待される役割の在り方・方法
  - ②他職種との効果的な連携の在り方・方法
- (2) 高齢者の権利擁護—成年後見制度の利用促進における法律専門職の役割と課題について
  - ①高齢者虐待の未然防止としての成年後見制度の利用促進における法律専門職の役割と課題
  - ②高齢者虐待防止事例の市区町村長申し立てにおける法律専門職の役割と課題
  - ③市民後見人への支援における法律専門職の役割と課題
- (3) 調査の方法
  - ①都道府県・市区町村・地域包括支援センター、社会福祉協議会、法律専門団体への郵送のアンケート調査
  - ②全国より選定した先進的実践地域6地区の市区町村・地域包括支援センターへのヒアリング調査

## 4 事業実施予定期間

平成23年7月1日から平成24年3月31日まで